

掲 示 用

令和7年4月8日
河内長野市立小山田小学校

暴風警報・大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・特別警報・避難指示 発令時の児童の登下校について (保存版)

1 登校前に発令された場合

暴風警報・大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・特別警報・避難指示のいずれかが発令	
午前7時現在で発令されている	→ 家庭で待機します。
午前7時～午前10時までに解除	→ 安全に注意して登校（各自で登校）※
午前10時までに解除されない	→ 臨時休校とします。

※ 近隣状況や通学路に危険が予測されるときは、保護者の判断で登校を見合わせてください。その時は、その旨を学校までご連絡ください。

2 登校後に発令された場合

児童の安全確保のため、原則として下校を見合わせ学校にて待機となります。なお、状況により授業を打ち切り、職員の付き添いのもと地区ごとに集団下校をさせる場合があります。

● 警報が解除され登校した場合の給食について

* 午前7時現在で暴風警報、土砂災害警戒情報、特別警報、避難指示のいずれかが発令されている場合、午前10時までに解除になっても給食はありません。午前中のみの授業で下校します。各ご家庭でお子さまの帰宅後の昼食の用意をお願いします。

* 午前7時に大雨警報または洪水警報だけが発令され、午前10時までに解除された場合、給食を実施します。学校で給食を食べ、午後の授業を行います。

【お願い】

- ・ 緊急時の下校先・下校方法については、1学期に確認しております。変更がある場合は、必ずその都度、担任に連絡をお願いいたします。
- ・ 警報が発令されていなくても、状況に応じて緊急集団下校を実施することがあります。ご家庭でも、日頃より緊急時の下校先や避難先について十分に話し合っておいてください。
- ・ 学校より緊急に連絡する必要がある場合は、「テトル」での配信を行います。学校への電話によるお問い合わせはご遠慮願います。

